

瀬戸内市生き活き農地再生事業

< 募集要領 > R7. 6

【目的】

瀬戸内市における耕作放棄地は、農家の高齢化や担い手不足等により増加傾向にあり、地域農業の生産活動に支障をきたす状況となっています。

このため、耕作放棄地の解消及び発生防止対策の取り組みについて支援することにより、地域農業の活性化を図ることを目的に、再生利用が可能な耕作放棄地について復旧作業及び土質改善を希望する農地を募集します。

【事業内容】

復旧を希望する農地がある場合、応募資格のある方から応募手続きに沿って書類を提出していただきます。

応募があった農地について、提出された書類をもとに審査を行い、対象となる農地を選定します（応募いただいた農地の全てが必ずしも本事業の対象になるとは限りません）。

採択、不採択を応募者に対し通知した後、採択された農地で復旧後耕作を行うこととしている場合、本事業の実施主体である一般財団法人瀬戸内市振興公社が無料で復旧作業等を行います。

【応募期間】

令和7年6月2日(月)から令和7年7月24日(木)まで

【応募資格】

瀬戸内市内に所在する対象農地であり、少なくとも1年以上耕作していない土地を所有する地権者、若しくはその農地で営農しようとする耕作者（以下「応募者」という。）で、次の要件を満たすもの。

（1）次の①から③までのいずれにも該当しないものであること。

- ① 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。）が瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う者であると認められる者
- ② 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある者
- ③ 市税の滞納がある者

【対象農地】

放棄後数年程度の復旧可能な農地。具体的には、農業委員会が行う農地利用状況調査で、遊休農地のA分類又は近い将来A分類になる可能性のある農地。

復旧後の農地は、速やかに農地中間管理権（3年以上）の申請を行い、事業年度内に完了させ、その後は耕作を行うことを要件とします。

【応募の問合せ先】

土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

①一般財団法人瀬戸内市振興公社

〒701-4223 岡山県瀬戸内市邑久町豊原537-2

TEL: 0869-22-1344

②瀬戸内市役所産業建設部産業振興課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

TEL: 0869-22-3934

【応募手続】

以下の応募書類を作成し、応募期間中に応募者が一般財団法人瀬戸内市振興公社まで郵送又はご持参ください。

＜応募書類＞

(1) 応募申請書（様式第1号）

- ・地権者が複数人いる場合は、地権者ごとに申請書を作成してください。

(2) 応募者が法人である場合は(1)に次の書類を添付

- ・定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ・登記事項証明書

【提出にあたっての留意事項】

- (1) 応募書類は、申請様式に沿って作成してください。
- (2) 応募書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査の対象外です。
- (3) 申請する農地について、解消後に農地中間管理権の設定が可能かどうか、事前に市農業委員会にお問合せください。
- (4) 応募書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募書類は、ファクス又は電子メールによる提出は受け付けません。
- (6) 応募書類を郵送する場合は、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。
- (7) 提出後の応募書類については、原則として、差し替え等は不可とし、審査結果の採択・不採択にかかわらず返却しません。

【その他】

審査結果については、審査等の手続きが終了後、速やかに全ての応募者に対し、書面で通知する予定です。

なお、候補農地の決定に係る審査の経過、審査結果等に関する問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。